

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業会計

事業名	「公共下水道」「特定環境保全公共下水道」（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和30年3月26日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	甲府市	職員数※（H19. 4. 1現在）	54
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	230円(H18)	公営企業債現在高（百万円）	73,180
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	252
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.808(H18)
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率※（%）	20.8(H19)
		経常収支比率※（%）	87.3(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月1日 合併前市町村：甲府市 中道町 上九一色村の一部] 平成18年3月1日合併に伴い、甲府市下水道事業と中道町下水道事業を統合した。 平成19年4月1日に甲府市水道局と組織統合を行い、下水道事業に地方公営企業法を全部適用し甲府市上下水道局となる。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	甲府市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	甲府市上下水道事業管理者 望月 由彦
既存計画との関係	こうふ集中改革プラン(H17~H21) 甲府市行政改革大綱(2007~2009)
公表の方法等	HP、甲府市議会への説明(H20.3月)
基本方針	①料金水準の適正化 ②未接続家屋の解消 ③一般会計繰入金抑制 ④下水道使用料徴収委託料の削減

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,055	4,841	2,785	8,681
	補償金免除額	120	1,183	453	1,756
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	1,333	1,777	1,447	4,556

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	2,920,737	4,841,063	2,785,369	10,547,169
合 計 (A)		2,920,737	4,841,063	2,785,369	10,547,169
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		2,920,737	4,841,063	2,785,369	10,547,169

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	1,288,475	1,699,973	1,446,926	4,435,374
合 計 (A)		1,288,475	1,699,973	1,446,926	4,435,374
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,288,475	1,699,973	1,446,926	4,435,374

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	甲府市の下水道事業は、昭和29年に事業計画の認可を受け、昭和35年11月の処理開始以来、都市基盤整備を進め、平成18年度末の普及率は、90.4%（全国70.5%、山梨県55.4%）と高水準に達している。下水道整備の財源としての企業債残高は、平成18年度末731億円余であり、主たる収入である平成18年度の使用料収入30億8千万円に対し、平成18年度元利償還金は72億3千万円で、維持管理費の抑制と一般会計繰入金により収支のバランスを保っている状況である。
経 営 課 題	課 題 ① 料金水準の適正化 平成8年度以降見送ってきた使用料の改定について、平成21年度の改定により適正化を図る。 H17年度指標比較 一般家庭20m ³ （円/月） 甲府2,210円、全国2,442円 使用料回収率(%) 甲府 58.0%、全国 67.3%
	課 題 ② 未接続家屋の解消 供用開始後3年を経過した未接続家屋（平成18年度末2,500戸）の解消に向け、毎年度150戸以上の接続に努め、使用料及び有収水量の増加を確保する。 （水洗化率 H17 95.16% H18 96.01% H19 96.21%）
	課 題 ③ 一般会計繰入金の抑制 使用料の改定により、赤字補てん的な一般会計繰入金の抑制に努める。
	課 題 ④ 下水道使用料徴収委託料の削減 上下水道の一体化により、事務事業の改善に取り組み、使用料徴収業務（検針・徴収）経費の削減に努める。
	課 題 ⑤
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

区 分		年 度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,360	2,094	1,235	2,292	3,075	7,726	10,865	4,060	2,872	1,749
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金	1,124	1,015	1,433	1,627	378	449	377	394	382	351
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金		400	300	400	500	500				
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	164	555	294	594	588	837	802	803	541	330
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	110	151	118	129	111	95	105	98	103	94
	9. そ の 他	74	17	20	24	19	20	20	20	18	13
	計 (A)	2,832	4,232	3,400	5,066	4,671	9,627	12,169	5,375	3,916	2,537
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)											
純 計 (A)-(B) (C)	2,832	4,232	3,400	5,066	4,671	9,627	12,169	5,375	3,916	2,537	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,650	2,809	1,632	2,494	2,243	3,431	3,179	3,139	2,722	1,240
	うち 職 員 給 与 費	99	144	149	154	161	174	174	174	174	104
	2. 企 業 債 償 還 金	3,320	3,528	3,851	4,760	4,796	8,712	11,176	3,992	2,812	2,856
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			45	45	45	72	132	182	232	232
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他	1	3			1	3				
計 (D)	4,971	6,340	5,528	7,299	7,085	12,218	14,487	7,313	5,766	4,328	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	2,139	2,108	2,128	2,233	2,414	2,591	2,318	1,938	1,850	1,791	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,112	2,076	2,113	2,198	2,360	2,414	2,278	1,898	1,810	1,771
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						137				
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	27	32	15	35	54	40	40	40	40	20
計 (F)	2,139	2,108	2,128	2,233	2,414	2,591	2,318	1,938	1,850	1,791	
補てん財源不足額(繰上償還額) (E)-(F)											
積 立 金 現 在 高		86	216	235	250	252	115	115	115	115	115
企 業 債 現 在 高		81,385	79,951	77,335	74,901	73,180	72,194	71,883	71,951	72,011	70,904
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		81,385	79,951	77,335	74,901	73,180	72,194	71,883	71,951	72,011	70,904
うちその他に係るもの											

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	4,166	3,975	3,183	3,507	3,417	3,351	2,800	2,196	2,006	1,978
	うち 基 準 内 繰 入 金	1,260	1,234	1,194	1,123	1,129	1,100	1,119	1,115	1,111	1,088
	うち 基 準 外 繰 入 金	2,906	2,741	1,989	2,384	2,288	2,251	1,681	1,081	895	890
	うち料金収入に計上すべき繰入等 うち赤字補てん的なもの	2,906	2,741	1,989	2,337	2,288	2,251	1,681	1,081	895	890
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	1,124	1,015	1,433	1,627	378	449	377	394	382	351
	うち 基 準 内 繰 入 金	404	460	447	308	292	319	377	394	382	351
	うち 基 準 外 繰 入 金	720	555	986	1,319	86	130				
	うち赤字補てん的なもの	299	101	478	755						

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	50.1	53.8	55.8	58.0	57.1	58.0	65.2	77.0	80.4	80.8	
総収支比率(法適用) (%)	100.2	101.8	100.3	100.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
経常収支比率(法適用) (%)	100.3	101.9	93.5	100.4	100.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
営業収支比率(法適用) (%)	111.2	115.4	116.8	114.7	111.5	108.2	109.0	111.8	111.6	111.6	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	57.9	55.2	46.6	52.7	52.4	51.6	46.7	37.3	34.9	34.2
	うち基準内繰入金 (%)	17.5	17.1	19.7	19.0	17.3	16.9	18.7	18.9	19.3	18.8
	うち基準外繰入金 (%)	40.4	38.1	26.9	33.7	35.1	34.7	28.0	18.4	15.6	15.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	40.4	38.1	26.9	33.7	35.1	34.7	28.0	18.4	15.6	15.4
	資本的収入分 (%)	39.7	24.0	42.1	32.1	8.1	8.3	8.7	9.1	9.8	13.8
	うち基準内繰入金 (%)	14.3	10.9	13.1	6.1	6.3	5.9	8.7	9.1	9.8	13.8
	うち基準外繰入金 (%)	25.4	13.1	29.0	26.0	1.8	2.4				
	うち赤字補てん的なもの (%)	10.6	2.4	14.1	14.9						

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>下水道使用料については、平成8年度以降その改定を見送っており、これにより生じる収支不足分は、維持管理費の抑制と一般会計からの繰入金を充当している状況である。（使用料改定時の資本費算入率は30%）</p> <p>現在、使用料単価が130円/㎡であることから、平成21年度料金改定を行い、使用料単価を150円/㎡に設定し算出した。また、計画的な供用開始区域の拡大及び供用開始後3年を経過した未接続家屋の解消に努め（平成18年度末2,500戸、毎年150戸以上の接続）、有収水量の増加を算出した。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計繰入金については、繰上げ償還実施に伴う企業債支払利息軽減分及び料金改定増収分の一部について、減額して計上した。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>市街化調整区域581haについて、平成22年度の完成を目途に計上した。また、昭和29年度より事業計画の認可を受けて以来、50余年が経過しているため、合流式下水道及び浄化センターの改築・更新についても、年次的に計上した。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>経常経費については、施設を適切に維持管理するための費用を計上した。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>定数管理については、甲府市と一体的に管理しているが、下水道事業の目標数値(H22. 4. 1)57名を3名下回る54名をH19. 4. 1に達成した。</p> <p>給与の年功的上昇を抑制し、職務と職責に応じた処遇並びに能力と実績を十分に反映した給与システムを構築するため、新制度の具体的な運用基準を設定するとともに、諸手当については引き続き点検・見直し等を行い、給与の適正化を図る。</p> <p>国家公務員給料表の改正に準じ、平成18年度から本市条例等に基づき管理規程を改正し、現在、新たな人事評価制度の導入を踏まえながら、改正の趣旨に沿った更なる給与制度の適正化を図るため、職務や職責に応じた昇給昇格制度の見直しを行っている。 また、地域手当においては、人事院規則に定める支給割合を準拠している。</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員なし。</p> <p>本市においては、退職時特昇等の規定はなく、国家公務員退職手当法に準じた本市の退職手当支給条例により手当を支給している。</p> <p>山梨県市町村職員共済組合に加盟し、加盟市町村と同一である。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用 	<p>経常経費については、毎年度予算編成の際に2～3%のシーリングを行い削減を図るとともに、物件費については、前年度当初予算額から、備 消耗品費10%、印刷製本費15%以上の削減等の経費削減を行っている。上 NaS電池を導入し、動力費の縮減に努めた。 下水道の一体化により、事務事業の改善に取り組み、使用料徴収業務(検針・徴収)経費の削減に努める。(課題④)</p> <p>処理場等の運転・管理業務に関して、包括的民間委託を採用した。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p data-bbox="152 347 600 435">○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p data-bbox="618 363 2123 419">現在、使用料単価が130円/㎡であることから、平成21年度に使用料の改定を実施し、適正な水準(概ね使用料単価150円/㎡)に引き上げる。(課題①)</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p data-bbox="152 630 600 686">○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p data-bbox="618 646 1579 670">定数、組織並びに決算、予算については、ホームページ及び広報誌にて毎年公表している。</p> <p data-bbox="152 766 376 798">○ 行政評価の導入</p> <p data-bbox="618 742 2123 821">甲府市として第三者の視点から事業の評価や事業に対する意見を聴取するため、外部の有識者で構成する「甲府市事務事業外部評価委員会」により、評価結果の報告を受けるとともに、内部の「事業評価検討委員会」において、外部評価を踏まえ、財政計画や事業の優先度・緊急度なども考慮し、最終評価を行っている。</p>
5 その他（経営課題）	<p data-bbox="152 1021 504 1053">○ 使用料及び有収水量の確保</p> <p data-bbox="618 1013 2123 1061">供用開始後3年を経過した未接続家屋(平成18年度末2,500戸)の解消に向け、毎年度150戸以上の接続に努め、使用料及び有収水量の増加を確保する。(課題②)</p> <p data-bbox="152 1149 347 1181">○ 繰入金の抑制</p> <p data-bbox="618 1157 1489 1181">使用料の改定により、赤字補てん的な一般会計繰入金の抑制に努める。(課題③)</p>

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	「柔軟でスリムな行政サービスの構築、時代に即応した組織・機構の見直し」を基本理念とし、平成19年4月より水道事業と下水道事業の組織を一体化した結果、下水道事業において3名の職員を削減した。 定数管理については、甲府市と一体的に管理しているが、下水道事業の目標数値（平成22年4月1日に57名）をさらに下回る54名を平成19年4月1日に達成した。 今後においても、営業部門の包括外部委託等を検討し、職員数の見直しを検討していく。
2 経営効率化による費用の削減及び料金の適正化、未接続家屋の解消による収益の増加等	営業部門（受付・検針～収納）の包括外部委託等を図り、費用削減策を検討している。 平成21年度の使用料改定により、適正な水準に引き上げるとともに、供用開始後3年を経過した未接続家屋の解消につとめ、使用料の増加を確保する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	繰上げ償還実施に伴う企業債支払利息軽減分及び料金改定増収分の一部について減額し、基準外繰出しの削減に努める。
4 下水道使用料徴収委託料の削減	上下水道組織の一体化により、事務事業の改善に取り組み、使用料徴収業務（検針・徴収）経費の削減に努める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	178,985	179,392	180,320	180,128	179,871		182,100	182,100	182,000	181,900	181,700	
	A 増減		407	928	△ 192	△ 257	886	2,229	0	△ 100	△ 100	△ 200	1,829
	水洗便所設置済人口(人)	169,002	177,518	171,404	171,415	172,695		175,200	175,700	176,200	176,500	176,700	
	B 増減		8,516	△ 6,114	11	1,280	3,693	2,505	500	500	300	200	4,005
	水洗化率(%)	94.42	98.96	95.06	95.16	96.01		96.21	96.49	96.81	97.03	97.25	
	C 増減		4.53	△ 3.90	0.11	0.85	1.59	0.20	0.27	0.33	0.22	0.22	1.24
	有収水量(m ³)	21,686,199	23,299,312	23,520,100	23,685,665	23,612,115		23,731,663	24,088,702	24,445,740	24,810,375	25,182,607	
	D 増減		1,613,113	220,788	165,565	△ 73,550	1,925,916	119,548	357,039	357,038	364,635	372,232	1,570,492
	② 使用料単価(円/m ³)	135.49	133.28	133.33	132.01	130.45		131.64	131.64	150.09	150.06	150.06	
	E 増減		△ 2.21	0.05	△ 1.32	△ 1.55	△ 5.03	1.18	△ 0.00	18.45	△ 0.03	0.01	19.61
	(使用料収入/有収水量)												
	③ 料金改定率(%)										14.00	451	457
F 増減										89.00	89.00	89.00	89.00
(料金改定実施年度に記載)										0.00	0.00	0.00	0.20
G 増減													
④ その他	H 増減												
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	74,602	72,239	69,811	73,846	70,556		74,185	75,444	84,370	85,111	103,111	
	増減		△ 2,363	△ 2,428	4,035	△ 3,289	△ 4,046	3,629	1,259	8,926	741	18,000	32,555
	職員数(人)	53	57	59	55	57		54	54	54	54	45	
	増減		4	2	△ 4	2	4	△ 3	0	0	0	△ 9	△ 12
	管理運営費(千円)	7,176,679	7,027,437	6,837,482	6,648,004	6,513,110		6,488,000	5,985,000	5,877,000	5,742,000	5,769,000	
	I 増減		△ 149,242	△ 189,955	△ 189,478	△ 134,894	△ 663,569	△ 25,110	△ 503,000	△ 108,000	△ 135,000	27,000	△ 744,110
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	40	39	38	37	36		36	33	32	32	32	
	J 増減		△ 1	△ 1	△ 1	0	△ 4	0	△ 3	△ 1	0	0	△ 4
	(I/A)												
	汚水処理原価(円/m ³)	270.31	247.86	239.02	227.45	228.29		227.08	202.00	194.80	186.62	185.80	
	K 増減		△ 22.46	△ 8.84	△ 11.57	0.85	△ 42.02	△ 1.22	△ 25.07	△ 7.20	△ 8.18	△ 0.81	△ 42.49
	(汚水処理経費/有収水量)												
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	54.00	50.70	46.79	46.24	45.07		45.44	42.55	54.00	53.28	52.58		
L 増減		△ 3.30	△ 3.91	△ 0.55	△ 1.16	△ 8.92	0.36	△ 2.89	11.45	△ 0.71	△ 0.71	7.50	
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)													
⑥ その他	M 増減												
使用料回収率(%)		50.12	53.77	55.78	58.04	57.14		57.97	65.17	77.05	80.41	80.77	
(E/K×1,000)			3.65	2.01	2.26	△ 0.89	7.02	0.83	7.20	11.88	3.36	0.35	
累積欠損金比率(%)													
企業債現在高(百万円)		81,385	79,951	77,335	74,901	73,180		72,194	71,883	71,951	72,011	70,904	
増減			△ 1,434	△ 2,616	△ 2,434	△ 1,721	△ 8,205	△ 986	△ 311	68	60	△ 1,107	
収入の確保	使用料収入(百万円)	2,938	3,105	3,136	3,127	3,080		3,124	3,171	3,669	3,724	3,780	
	改善額		167	31	0	0	198	44	91	589	644	700	2,068
	①有収水量の増加		167	31	0	0	198	44	91	138	193	249	715
	②使用料の適正化									451	451	451	1,353
	③収納率の向上												
その他④													
経営の効率化	管理運営費	7,177	7,027	6,837	6,648	6,513		6,488	5,985	5,877	5,742	5,769	
	うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	430	441	462	440	467		471	450	450	450	380	
	改善額		150	190	189	135	664	10	37	47	57	137	288
	⑤職員給与と費の適正化		0	0	22	0	22	0	17	17	17	87	138
	維持管理費(上記以外)の適正化 (下水道使用料徴収委託料の縮減)			23	58	90	171	10	20	30	40	50	150
	うち職員給与と費中の退職手当												
	その他⑥建設コストの縮減(補償費経費比率の見直し)												
改善額						0	18	18	18	18	18	90	
計画前5年間改善額 合計							466						
											改善額 合計	2,446	

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方

現在使用料単価が130円/m³であることから、使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)を見据える中で、平成21年度料金改定を検討している。

○ 下水道使用料徴収委託料の縮減

平成19年4月の上下水道事業一体化により、営業部門(受付・検針・収納)の委託等を図り、効率的な事務事業の執行により費用を削減する。

(参考) 補償金免除額 1,756